

浜 松 市 告 示 第 3 7 9 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令 和 8 年 7 月 2 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令 和 8 年 7 月 2 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
寺島 5 号線	浜松市中央区寺島町 387 番地先から 浜松市中央区寺島町 391 番地先まで	令 和 8 年 7 月 6 日	拡 幅 区 間